明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第百十四条の二十八の二第一項各号列記以外の部分及び同項第一号	［略］
第百十四条の二十八の二第一項第二号	二　受給権者の氏名、生年月日及び住所
［略］	［略］
第百十四条の二十八の三第一項各号列記以外の部分及び同項第一号	［略］
第百十四条の二十八の三第一項第二号	二　受給権者の氏名、生年月日及び住所
［略］	［略］
第百十四条の二十九第一項各号列記以外の部分	［略］
［略］	［略］
第百十四条の二十九第一項第一号	及び
［略］	［略］
第百十四条の三十第一項各号列記以外の部分	［略］
第百十四条の三十第一項第一号	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所
［略］	［略］
第百十四条の三十一第一項各号列記以外の部分	［略］
第百十四条の三十一第一項第一号	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

第百十四条の二十八の二第一項	［同上］
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
第百十四条の二十八の三第一項	［同上］
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
第百十四条の二十九第一項各号列記以外の部分	［同上］
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
第百十四条の三十第一項	［同上］
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
第百十四条の三十一第一項	［同上］
［項を加える。］	

第百十四条の二十八の二第一項各号列記以外の部分及び同項第一号	［略］
第百十四条の二十八の二第一項第二号	二　受給権者の氏名、生年月日及び住所二の二　個人番号又は基礎年金番号
［略］	［略］
第百十四条の二十八の三第一項各号列記以外の部分及び同項第一号	［略］
第百十四条の二十八の三第一項第二号	二　受給権者の氏名、生年月日及び住所二の二　個人番号又は基礎年金番号
［略］	［略］
第百十四条の二十九第一項各号列記以外の部分	［略］
［略］	［略］
第百十四条の二十九第一項第一号	及び個人番号又は
［略］	［略］
第百十四条の三十第一項各号列記以外の部分	［略］
第百十四条の三十第一項第一号	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所一の二　個人番号又は基礎年金番号
［略］	［略］
第百十四条の三十一第一項各号列記以外の部分	［略］
第百十四条の三十一第一項第一号	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所一の二　個人番号又は基礎年金番号